

日 薬 業 発 第 163 号
平成 30 年 7 月 31 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 森 昌 平

介護保険法等の改正による一定以上所得者の利用者負担の見直しについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）の一部施行に伴い、平成 30 年 8 月 1 日から一定以上所得者の利用者負担の見直しが行われ、2 割負担となる所得を有する者のうち、特に所得の高いものについては利用者負担が 3 割となります。（別添 1）

これにより、受給者負担が 1～3 割と混在することになるため、各サービス事業者においては、「負担割合証」にて利用者負担割合を確認する必要があります。

また、当該改正に伴い、保険料を滞納し、その徴収権の時効が消滅した期間があるものの利用者負担等についても見直しが行われており、同じく平成 30 年 8 月 1 日に施行されます。（別添 2、3）

貴会におかれましては、これら改正事項につき、貴会会員にご周知くださいますようお願いいたします。

（別添）

1. 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行について
（平成 30 年 7 月 19 日付け老発 0719 第 1 号）
2. 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について
（平成 30 年 7 月 30 日付け老発 0730 第 2 号）
3. 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行について
（平成 30 年 7 月 30 日付け老発 0730 第 3 号）

別添 1

老発 0 7 1 9 第 1 号
平成 30 年 7 月 19 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行について

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 30 年政令第 213 号）」が本日公布され、平成 30 年 8 月 1 日から施行することとされた。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）等については、追って 7 月中に改正する予定であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）の一部（平成 30 年 8 月 1 日施行分）の施行に伴い、必要な政令の整備を行うもの。

第 2 改正の内容

現在、介護保険制度においては、サービスを利用した場合の利用者負担は原則 1 割、一定以上所得者については 2 割としているところ、改正法により、平成 30 年 8 月 1 日から 2 割負担となる所得を有する者のうち特に所得の高いものについては利用者負担を 3 割とすることとされている。その基準となる所得の算定方法と金額を以下の通り定める。

【政令で定める基準について】

3割負担の基準については、第1号被保険者である高齢者本人の合計所得金額が220万円以上の場合とする。

ただし、上記に該当する場合であっても、年金収入＋その他の合計所得金額（※）が、

- ・ 世帯に他の第1号被保険者がいない場合 340万円
- ・ 世帯に第1号被保険者が2人以上いる場合 463万円

未満の場合は、3割負担とはせず、2割負担又は1割負担とすることとする。

※ 給与収入や事業収入等から、給与所得控除や必要経費を控除した額で、雑収入のうち、年金収入に係るものを除いた額。

なお、市町村民税非課税の者又は被保護者の場合は、上記に該当する場合であっても一律1割負担とすることとしている。

第3 施行期日

平成30年8月1日

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年七月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百十三号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に、「百分の八十」を「百分の八十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の七十」に改める。

第二十二條の二第一項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に、「第三項」を「第四項第一号、第五項及び第七項第一号」に改め、同条第三項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

5 法第四十九条の二第二項に規定する所得の額は、介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年の合計所得金額とする。

6 法第四十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。

7 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、三百四十万円）に満たない場合

二 第四項第二号又は第三号に掲げる場合

第二十二條の二の二第一項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、「百分の百」の下に、「同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を加え、割合」を「割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第三市町村特例割合」という。）で除して得た割合」に改め、同条第二項第一号中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、「百分の二十」の下に、「同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第三市町村特例割合を控除して得た割合を第三市町村特例割合で除して得た割合」に改め、同条第三号中「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に改め、「百分の二十」の下に、「同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第三市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第三市町村特例割合で除して得た割合」に改める。

第二十五条第一号中「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に、「百分の八十」を「百分の八十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の七十」に改める。

第二十九條の二第一項中「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に、「第三項」を「第三項第一号、第四項及び第六項第一号」に改め、同条第二項中「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に改め、同条に次の三項を加える。

4 法第五十九条の二第二項に規定する所得の額は、予防給付対象サービスのあつた日の属する年の前年の合計所得金額とする。

5 法第五十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。

6 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該予防給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、三百四十万円）に満たない場合

二 第三項第二号又は第三号に掲げる場合

第二十九條の二の二第一項中「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に改め、「百分の百」の下に、「同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を加え、割合」を「割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百を第三市町村特例割合で除して得た割合」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に、「第三項」を「第四項第一号、第五項及び第七項第一号」に改め、同条第三項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、同条第四項第一号中「零とする」の下に「第七項第一号及び」を加え、同条に次の三項を加える。

5 法第四十九条の二第二項に規定する所得の額は、介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年の合計所得金額とする。

6 法第四十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。

7 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、三百四十万円）に満たない場合

二 第四項第二号又は第三号に掲げる場合

第二十二條の二の二第一項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、「百分の百」の下に、「同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を加え、割合」を「割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第三市町村特例割合」という。）で除して得た割合」に改め、同条第二項第一号中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、「百分の二十」の下に、「同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第三市町村特例割合を控除して得た割合を第三市町村特例割合で除して得た割合」に改める。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第三条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の五第一項第五号中「第四十九条の二又は第五十九条の二」を「第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第二項」に改め、「八十分の百」の下に「同法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百」を加え、「割合」を「割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の五第一項第三号中「第四十九条の二又は第五十九条の二」を「第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第二項」に改め、「八十分の百」の下に「同法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百」を加え、「割合」を「割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」に改め、同条第六項第一号中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、「八十分の百」の下に「同法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百」を加え、「割合」を「割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二條の二の二又は第二十九條の二の二の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に介護保険の要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が受けた介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る同法の規定による高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費の支給について適用し、施行日前に介護保険の要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が受けた同法の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る同法の規定による高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の二の二の規定は、施行日以後に介護保険の要介護被保険者が受けた健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「平成十八年旧介護保険法」という。）の規定による施設サービスに係る平成十八年旧介護保険法の規定による高額介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

第四条 第三条の規定による改正後の児童福祉法施行令第二十五條の五第一項の規定（児童福祉法施行令第二十七條の四における利用者負担世帯合算額の算定に適用する場合を含む。）は、施行日以後に支給決定障害者等（児童福祉法施行令第二十四條第五号に規定する支給決定障害者等という。以下この条において同じ。）が受けた第三条の規定による改正後の児童福祉法施行令第二十五條の五第

一項第五号に規定する居宅サービス等に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定による高額障害児通所給付費又は高額障害児入所給付費の支給について適用し、施行日前に支給決定障害者等が受けた第三条の規定による改正前の児童福祉法施行令第二十五條の五第一項第五号に規定する居宅サービス等に係る同法の規定による高額障害児通所給付費又は高額障害児入所給付費の支給については、なお従前の例による。

第五条 第四条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「新障害者総合支援法施行令」という。）第四十三條の五の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する支給決定障害者等が受けた居宅サービス等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「障害者総合支援法施行令」という。）第四十三條の四第一項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）又は新障害者総合支援法施行令第四十三條の五第六項に規定する特定給付対象者が受けた障害福祉相当介護保険サービスをいう。以下同じ。）に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給について適用し、施行日前に第四条の規定による改正前の障害者総合支援法施行令第四十三條の五第一項に規定する支給決定障害者等が受けた居宅サービス等又は同条第六項に規定する特定給付対象者が受けた障害福祉相当介護保険サービスに係る同法の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案
新旧対照条文 目次

○	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（第一条関係）	1
○	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有する ものとされた介護保険法施行令（抄）（第二条関係）	9
○	児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第三条関係）	13
○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第四条関係）	16

改 正 案	現 行
（居宅介護サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法） 第十六条 法第四十三条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 法第四十三条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十（<u>法第四十九条の二</u>第一項の規定が適用される場合）<u>あつては百分の八十、同条第二項の規定が適用される場合</u>にあつては百分の七十。以下この条から第十八条までにおいて同じ。 （）に相当する額を超えることとなる場合（第三号の場合を除く。） （） 当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この条において同じ。）若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額 二・三（略）	（居宅介護サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法） 第十六条 法第四十三条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 法第四十三条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十（<u>法第四十九条の二</u>の規定が適用される場合）<u>あつては、百分の八十。以下この条から第十八条までにおいて同じ。</u>）に相当する額を超えることとなる場合（第三号の場合を除く。） （） 当該居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この条において同じ。）若しくはこれに相当するサービスについて法第四十一条第四項各号又は第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給するものとした場合における法第四十三条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額 二・三（略）

(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十二條の二 法第四十九條の二第一項に規定する所得の額は、同項各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第四項第一号、第五項及び第七項第一号において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）とする。

2 (略)

3 法第四十九條の二第二項の政令で定める額は、百六十万円とする。

4 (略)

5 法第四十九條の二第二項に規定する所得の額は、介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年の合計所得金額とする。

6 法第四十九條の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。

7 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十

(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十二條の二 法第四十九條の二に規定する所得の額は、同条各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）とする。

2 (略)

3 法第四十九條の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、三百四十万円）に満たない場合

二 第四項第二号又は第三号に掲げる場合

（高額介護サービス費）

第二十二條の二の二 法第五十一條第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第四十九條の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百、法第五十條第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第一市町村特例割合」という。）で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第二市町村特例割合」という。）で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第三市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等

（高額介護サービス費）

第二十二條の二の二 法第五十一條第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第四十九條の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、法第五十條第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第一市町村特例割合」という。）で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第二市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等

(法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。)
（が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が四万四千四百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（被保護者を除く。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から四万四千四百円を控除して得た額に要介護被保険者按分率（要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合計額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の三十、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第三市町村特例割合を控除して得た割合を第三市町村特例割合で除して得た割合、次項、第四項及び第八項において同じ。）を乗じて得た額

二 (略)

(法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。)
（が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が四万四千四百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（被保護者を除く。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から四万四千四百円を控除して得た額に要介護被保険者按分率（要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合計額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合、次項、第四項及び第八項において同じ。）を乗じて得た額

二 要介護被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

三 居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）（被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二の第二項、第三項及び第五項において同じ。）が受けた介護予防サービス等（次号に規定する特定給付対象介護予防サービス等を除く。）に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額（以下「介護予防サービス費合計額」という。）に九十分の十（法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の三十、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の第二項において「第一市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、法第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の第二項において「第二市町村特例割合」という。）を控除して得た割

による一般疾病医療費の支給（以下「原爆一般疾病医療費の支給」という。）その他厚生労働省令で定める給付が行われるべき居宅サービス等（以下この号及び次項において「特定給付対象居宅サービス等」という。）を受けた場合に、当該特定給付対象居宅サービス等（居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費の支給の対象となる部分に限る。）について当該要介護被保険者がなお負担すべき額

三 居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）（被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二の第二項、第三項及び第五項において同じ。）が受けた介護予防サービス等（次号に規定する特定給付対象介護予防サービス等を除く。）に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額（以下「介護予防サービス費合計額」という。）に九十分の十（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の第二項において「第一市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、法第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の第二項において「第二市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二の第三

合を第二市町村特例割合で除して得た割合、法第六十条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百から同項に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第三市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第三市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二の二第三項、第四項及び第八項において同じ。）を乗じて得た額

四（略）

3
3
11（略）

（介護予防サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法）

第二十五条 法第五十五条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十（法第五十九条の二の二第一項の規定が適用される場合にあっては百分の八十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の七十。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。）に相当する額を超えることとなる場合（第三号の場合を除く。） 当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

項、第四項及び第八項において同じ。）を乗じて得た額

四（略）

3
3
11（略）

（介護予防サービス費等の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法）

第二十五条 法第五十五条第六項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第五十五条第一項に規定する合計額が同項に規定する百分の九十（法第五十九条の二の二第一項の規定が適用される場合にあっては百分の八十。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。）に相当する額を超えることとなる場合（第三号の場合を除く。） 当該介護予防サービス等について法第五十三条第二項各号又は第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の百分の九十に相当する額から、当該額を当該介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費として支給するものとした場合における法第五十五条第一項に規定する合計額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額

二・三（略）

二・三 (略)

(介護予防サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十九条の二 法第五十九条の二第一項に規定する所得の額は、同項各号に掲げる予防給付に係るサービス（以下「予防給付対象サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該予防給付対象サービスのあった日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項第一号、第四項及び第六項第一号において同じ。）の合計所得金額とする。

2 法第五十九条の二第一項の政令で定める額は、百六十万円とする。

3 (略)

4 法第五十九条の二第二項に規定する所得の額は、予防給付対象サービスのあった日の属する年の前年の合計所得金額とする。

5 法第五十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。

6 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該予防給付対象サービスのあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、三百四十万円）に満たない場合
- 二 第三項第二号又は第三号に掲げる場合

(高額介護予防サービス費)

第二十九条の二の二 法第六十一条第一項に規定する政令で定める

(介護予防サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

第二十九条の二 法第五十九条の二に規定する所得の額は、同条各号に掲げる予防給付に係るサービス（以下「予防給付対象サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該予防給付対象サービスのあった日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額とする。

2 法第五十九条の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(高額介護予防サービス費)

第二十九条の二の二 法第六十一条第一項に規定する政令で定める

2 11 (略) ところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の百（法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を第二市町村特例割合で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百を第三市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額とする。	2 11 (略) ところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を第二市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額とする。
--	--

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等） 第二十二條の二 法第四十九條の二第一項に規定する所得の額は、同項各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあつた日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第四項第一号、第五項及び第七項第一号において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）とする。 2 （略） 3 法第四十九條の二第二項の政令で定める額は、百六十万円とする。 4 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について	（居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等） 第二十二條の二 法第四十九條の二に規定する所得の額は、同条各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあつた日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）とする。 2 （略） 3 法第四十九條の二の政令で定める額は、百六十万円とする。 4 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について

、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。第七項第一号及び次条第七項において同じ。）の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、二百八十万円）に満たない場合

二・三 （略）

5 法第四十九条の二第二項に規定する所得の額は、介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年の合計所得金額とする。

6 法第四十九条の二第二項の政令で定める額は、二百二十万円とする。

7 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が四百六十三万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、三百四十万円）に満たない場合

二 第四項第二号又は第三号に掲げる場合

（高額介護サービス費）

第二十二条の二の二 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着

、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び同年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。次条第七項において同じ。）の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、二百八十万円）に満たない場合

二・三 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（高額介護サービス費）

第二十二条の二の二 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着

型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百を同項に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第一市町村特例割合」という。）で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百を同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第二市町村特例割合」という。）で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百を同項に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第三市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2

高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等（法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が四万四千四百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（被保護者を除く。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から四万四千四百円を控除

型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては八十分の百、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百を同項に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第一市町村特例割合」という。）で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百を同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第二市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2

高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等（法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が四万四千四百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（被保護者を除く。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から四万四千四百円を控除

して得た額に要介護被保険者按分率（要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合計額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の三十、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第三市町村特例割合を控除して得た割合を第三市町村特例割合で除して得た割合、次項、第四項及び第八項において同じ。）を乗じて得た額

3
3
11
二
4
(略)

して得た額に要介護被保険者按分率（要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合計額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合、次項、第四項及び第八項において同じ。）を乗じて得た額

3
3
11
二
4
(略)

改 正 案	現 行
第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者^{あん}按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入、借受け又は修理（第四号及び第二十七条の四第一項において「購入等」という。）をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。 一〇四（略） 五 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防	第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者^{あん}按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入、借受け又は修理（第四号及び第二十七条の四第一項において「購入等」という。）をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。 一〇四（略） 五 同一の世帯に属する支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等（介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）及び地域密着型介護予防

サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る介護サービス費等（同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。）の合計額に九十分の百（同法第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費、同法第五十一条の二に規定する高額医療合算介護サービス費、同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費及び同法第六十一条の二に規定する高額医療合算介護予防サービス費の合計額を控除して得た額

②
⑥
(略)

サービス（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る介護サービス費等（同法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費をいう。以下この号において同じ。）の合計額に九十分の百（同法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等並びに同法第五十一条に規定する高額介護サービス費、同法第五十一条の二に規定する高額医療合算介護サービス費、同法第六十一条に規定する高額介護予防サービス費及び同法第六十一条の二に規定する高額医療合算介護予防サービス費の合計額を控除して得た額

②
⑥
(略)

[

改 正 案	現 行
（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等） 第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者等（前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。以下この条において同じ。）については、次に掲げる額を合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入等をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。 一・二 （略） 三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百、同法第五十	（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等） 第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者等（前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。以下この条において同じ。）については、次に掲げる額を合算した額（以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按分率（支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入等をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。 一・二 （略） 三 同一の世帯に属する支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超

条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

四・五 (略)

25 (略)

6 高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者（前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。）及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者（以下この項及び次項において「特定給付対象者」という。）については、当該特定給付対象者及び当該特定給付対象者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月の属する年度（障害福祉相当介護保険サービスのあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合又は当該特定給付対象者及び当該特定給付対象者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月において被保護者若しくは要保護者であつて厚生労働省令で定めるも

え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

四・五 (略)

25 (略)

6 高額障害福祉サービス等給付費は、支給決定障害者（前条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。）及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者（以下この項及び次項において「特定給付対象者」という。）については、当該特定給付対象者及び当該特定給付対象者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月の属する年度（障害福祉相当介護保険サービスのあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合又は当該特定給付対象者及び当該特定給付対象者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月において被保護者若しくは要保護者であつて厚生労働省令で定めるも

のに該当する場合に支給するものとし、その額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 当該特定給付対象者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスに係る介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（次号イにおいて「居宅介護サービス費等」という。）の合計額に九十分の百（同法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百、同法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額（次項において「障害福祉相当介護保険サービス費用」という。）

二（略）

7 前項第二号ロの「障害福祉相当按分率」とは、特定給付対象者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百、同法第五十条第一項又は第

のに該当する場合に支給するものとし、その額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 当該特定給付対象者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスに係る介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（次号イにおいて「居宅介護サービス費等」という。）の合計額に九十分の百（同法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額（次項において「障害福祉相当介護保険サービス費用」という。）

二（略）

7 前項第二号ロの「障害福祉相当按分率」とは、特定給付対象者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費を除く。）の合計額に九十分の百（介護保険法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同法第五十条第一項又は第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下

六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額をもつて障害福祉相当介護保険サービス費用を除して得た率をいう。	の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同法第五十条第二項又は第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合）を乗じて得た額をもつて障害福祉相当介護保険サービス費用を除して得た率をいう。
---	---

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 95 号）」及び「介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 291 号）」が本日公布され、平成 30 年 8 月 1 日から施行することとされた。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

介護保険の特定入所者介護（予防）サービス費の所得段階の判定基準となる合計所得金額について、税法上に設けられている控除の仕組みである長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の額等を勘案すること等とする。

なお、本改正の趣旨は、介護保険料の段階の判定に関する基準に係る見直しを行った介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 307 号）及び自己負担割合及び高額介護（予防）サービス費の所得段階の判定に関する基準に係る見直しを行った介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 56 号。以下「改正政令」という。）と同趣旨であることを申し添える。

（「介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（平成 30 年 4 月 1 日施行）」（平成 28 年 9 月 14 日付け老発 0914 第 2 号厚生労働省老健局長通知）及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について」（平成 30 年 3 月 22 日付け老発 0322 第 1 号）参照）

第 2 改正の内容

1 長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除する見直し

介護保険制度においては、特定入所者介護（予防）サービス費の所得段階の判定に、所得を測る指標として合計所得金額を用いている。この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険に係る自己負担額が高額になる場合がある。

土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、介護保険の特定入所者介護（予防）サービス費の所得段階の判定に、現行の合計所得金額等から、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（※）を控除して得た額を用いることとする。

※ 具体的には、以下の（１）～（７）となる。

- （１） 収容交換等のために土地等を譲渡した場合の 5,000 万円（最大）
- （２） 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円（最大）
- （３） 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円（最大）
- （４） 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の 800 万円（最大）
- （５） 居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円（最大）
- （６） 特定の土地（平成 21 年及び平成 22 年に取得した土地等であって所有期間が 5 年を超えるもの）を譲渡した場合の 1,000 万円（最大）
- （７） 上記の 1～6 のうち 2 つ以上の適用を受ける場合の最高限度額 5,000 万円（最大）

2 公的年金等に係る雑所得を控除する見直し

合計所得金額について、例えば年金収入のみの場合は、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額が合計所得金額となる。この公的年金等控除額は、1 月 1 日時点で 65 歳以上の者は 120 万円であり、合計所得金額のみで年金収入 120 万円以下の者の負担能力の差を付けることはできないため、特定入所者介護（予防）サービス費の判定においては、「公的年金等の収入金額に合計所得金額を加えて得た額」を用いることで応能性を確保している。

一方で、公的年金等控除額は、1 月 1 日時点で 64 歳の者は 70 万円、65 歳以上である者は 120 万円であるため、同じ年金収入であっても、1 月 1 日時点で 64 歳の者と 65 歳以上である者で、特定入所者介護（予防）サービス費の判定の基準となる「公的年金等の収入金額に合計所得金額を加えて得た額」に差が生じる場合がある。

これを踏まえ、1 の見直しとあわせて、特定入所者介護（予防）サービス費の所得指標として、「公的年金等の収入金額に合計所得金額を加えて得た額」から、年金収入に係る所得（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる額）を控除した額を用いることとする。

第 3 施行期日

平成30年 8 月 1 日

○厚生労働省令第九十五号

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第五十六号）の施行に伴い、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(介護保険法施行規則の一部改正)

第一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)

第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

一〇三 (略)

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数(その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数)が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。)並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。)(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条の規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とする。)から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十(法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の二十)を乗じて得た額(高額介護サ―ビ

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)

第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

一〇三 (略)

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数(その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数)が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。)並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。)(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から同法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条の規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は第三十五条第一項の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額(同法第三十三条の四第二項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定により計算した金額)を控除して得た額とする。)から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十(法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の二十)を

ス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。の
年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合
計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ二 (略)

(予定保険料収納率の算定方法)

第四百十一条 市町村は、予定保険料収納率（令第三十八条第四項に規定する予定保険料収納率
をいう。以下同じ。）を算定するに当たっては、特別徴収（法第三十一条に規定する特別徴収
をいう。以下同じ。）の方法により徴収することが見込まれる保険料については当該賦課した保
険料額が全て徴収されるものとして見込むものとし、普通徴収（同条に規定する普通徴収をい
う。以下同じ。）の方法により徴収することが見込まれる保険料については当該市町村における
過去の普通徴収に係る収納率の実績等を勘案してその収納率を見込むものとする。

2 前項の規定は、令第三十九条第三項において令第三十八条第四項の規定を準用する場合につ
いて準用する。

(補正第一号被保険者数の算定方法)

第四百十二条 (略)

2 前項の規定は、令第三十九条第三項において令第三十八条第五項の規定を準用する場合につ
いて準用する。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正す
る。

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)

第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のい
れかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所
療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護
サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一三 (略)

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者で
あって、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、
その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて
特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することに
より当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下
この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の
前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々
年）中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等
の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介
護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の合計

乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サ
ービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用
として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ二 (略)

(予定保険料収納率の算定方法)

第四百十一条 市町村は、予定保険料収納率（令第三十八条第五項に規定する予定保険料収納率
をいう。以下同じ。）を算定するに当たっては、特別徴収（法第三十一条に規定する特別徴収
をいう。以下同じ。）の方法により徴収することが見込まれる保険料については当該賦課した保
険料額がすべて徴収されるものとして見込むものとし、普通徴収（同条に規定する普通徴収を
いう。以下同じ。）の方法により徴収することが見込まれる保険料については当該市町村におけ
る過去の普通徴収に係る収納率の実績等を勘案してその収納率を見込むものとする。

2 前項の規定は、令第三十九条第三項において令第三十八条第五項の規定を準用する場合につ
いて準用する。

(補正第一号被保険者数の算定方法)

第四百十二条 (略)

2 前項の規定は、令第三十九条第三項において令第三十八条第六項の規定を準用する場合につ
いて準用する。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)

第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のい
れかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所
療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護
サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一三 (略)

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者で
あって、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、
その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて
特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することに
より当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下
この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の
前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々
年）中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等
の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介
護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の合計

所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とする。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の二十）を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。 ロ（二）（略）	
--	--

（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）
第三条 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
第一条 （市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法） 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号。以下「算定政令」という。）第三十三条の二第一項に規定する毎年度市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三十八条第十項又は第三十九条第五項に規定する第一号被保険者に該当することが、当該年度の三月三十一日までの間に明らかになった第一号被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）に係る当該年度分の保険料について、当該市町村が施行令第三十八条第十項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は施行令第三十九条第五項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額することとなる保険料の額を合計した額（その額が現に当該年度分の保険料について施行令第三十八条第十項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は施行令第三十九条第五項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額した保険料の額の合計額を超えるときは、当該合計額）とする。		第一条 （市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法） 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号。以下「算定政令」という。）第三十三条の二第一項に規定する毎年度市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三十八条第十一項又は第三十九条第五項に規定する第一号被保険者に該当することが、当該年度の三月三十一日までの間に明らかになった第一号被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）に係る当該年度分の保険料について、当該市町村が施行令第三十八条第十一項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は施行令第三十九条第五項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額することとなる保険料の額を合計した額（その額が現に当該年度分の保険料について施行令第三十八条第十一項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は施行令第三十九条第五項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額した保険料の額の合計額を超えるときは、当該合計額）とする。	

附 則
この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

改正後			改正前		
区	分	額	区	分	額
一	介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号に掲げる者（四の項に掲げる者を除く。）	（略）	一	介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号に掲げる者	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
四	施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、次に掲げる額の合計額が八十万円以下のもの イ 特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）	（略）	四	施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）又は特定介護予防サービス（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける	（略）

○厚生労働省告示第二百九十一号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項及び第六十一条の三第二項並びに介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年八月一日から適用する。
平成三十年七月三十日
厚生労働大臣 加藤 勝信
介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示
（介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額の一部改正）
第一条 介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十三号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

(略)	(略)	
	(略)	ロ 当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とする。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。） ハ 当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額
(略)	(略)	
	(略)	日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額の合計額が八十万円以下のもの

(介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部改正)
第二条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十四号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
所得の区分		居室等の区分	所得の区分	居室等の区分	額
一	イ 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の五第一号に掲げる者(二の項イ及び三の項イに掲げる者を除く。) ロ・ハ (略)	(略)	一	イ 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第八十三条の五第一号に掲げる者 ロ・ハ (略)	(略)
		額			(略)
二	イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、次に掲げる額の合計額が八十万円以下のもの (1) 特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)又は特定介護予防サービス(法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護予防サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。))	(略)	二	イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス(法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。)又は特定介護予防サービス(法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護予防サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。))	(略)
		額			(略)

(傍線部分は改正部分)

(2)

当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控

サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年）の厚生労働大臣が定める年金の収入金額の総額の合計額が八十万円以下のもの

ロ
(略)

第三條 (介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額の一部改正)
介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十七号)の一部を次の表のように改正する。

(略)	(略)	
(略)	(略)	一号に規定する指定介護福祉施設サービスを受ける日(以下同じ)を受ける日の属する年の前年(当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下同じ)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。) ロ 当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう)を控除して得た額とする。から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)
(略)	(略)	ける日の属する年の前年(指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。及び当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年(当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)の合計所得金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう)を控除して得た額とする。から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。))の合計額が八十万円以下であるもの

(介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部改正)
 第四条 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
所得の区分	居室等の区分	額		所得の区分	居室等の区分	額	
一 イ 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合(平成十二年厚生省告示第六十三号)の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者(以下「特定旧措置入所者」という。)以外のもの(三の項イ及び五のイに掲げる者を除く。)	(略)	(略)	ロ・ハ (略)	一 イ 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合(平成十二年厚生省告示第六十三号)の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者(以下「特定旧措置入所者」という。)以外のもの	(略)	(略)	ロ・ハ (略)
二 特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者(四の項イ及び六の項イに掲げる者を除く。)	(略)	(略)	ロ (略)	二 特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者	(略)	(略)	ロ (略)
三 特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる	(略)	(略)		三 特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる	(略)	(略)	

者であつて、次に掲げる額の合計額（以下「公的年金等の収入金額等の合計額」という。）が八十万円以下のもの

(1) 指定地域密着型サービス

（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）

(2) 当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額

（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二

者であつて、指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年（当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場

百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とする。）から所

合には、零とする。）の合計額（以下「公的年金等の収入金額等の合計額」という。）が八十万円以下のもの
口（略）

(略)	
	口
	(略)
	得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)
(略)	

別添 3

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の施行について

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成 30 年厚生労働省令第 96 号)」及び「介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額の一部を改正する件(平成 30 年厚生労働省告示第 283 号)」が公布され、平成 30 年 8 月 1 日から施行することとされた。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。)の一部(平成 30 年 8 月 1 日施行分)の施行に伴い、必要な省令等の整備を行うもの。

第 2 改正の内容

- 1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
介護保険の利用者負担割合の見直しに伴い、所要の規定の整備を行う。

また、介護保険制度では、市町村の介護保険財政の安定的運営や、保険料負担の公平性を図るといった観点から、保険料を確実に徴収するため、保険料を滞納し、その徴収権の時効が消滅した期間がある方については、その期間に応じて給付割合を7割に制限することとしている。今般の現役並みの所得を有する者の介護保険の利用者負担割合を2割から3割とすることに伴い、この給付減額措置が果たす未収納対策としての役割が維持されるよう、現役並みの所得を有する者に対する給付減額措置として、給付割合を6割に制限する（負担割合を4割とする）こととしている。

これに伴い、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証の様式を別紙のとおり改正することとする。

2 介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額の一部を改正する件の改正内容

介護保険の利用者負担の見直しに伴い、居宅介護住宅改修費の上限額の算定においても、同様の見直しを行うこととする。

第3 施行期日

平成30年8月1日

○厚生労働省令第九十六号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成三十年七月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

（証明書の様式）

第二十二條の二十五 令第三条第一項第一号に規定する証明書の様式は、様式第十一号及び様式第十一号の二によるものとする。

（証明書の様式）
第二十二條の二十五 令第三条第一項第一号に規定する証明書の様式は、様式第十一号によるものとする。

（居宅介護福祉用具購入費の上限額の算定方法）

第七十三條 法第四十四条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額から、当該居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定介護予防福祉用具につき既に支給された法第五十六条第一項に規定するそれぞれの介護予防福祉用具購入費の額に九十分の百（法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百）を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。

（居宅介護住宅改修費の上限額の算定方法）

第七十六條 法第四十五条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

一 （略）

二 居宅要介護被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅（以下この条において「現住宅」という。）以外の住宅であつて現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要した費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百）を乗じて得た額の合計額

三 現住宅に係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百（法第五

十九條の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の百）を乗じて得た額の合計額

2 （略）

（居宅介護サービス費等の額の特例）

第八十三條 法第五十条各項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 〃四 （略）

（居宅介護住宅改修費の上限額の算定方法）

第七十六條 法第四十五条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

一 （略）

二 居宅要介護被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅（以下この条において「現住宅」という。）以外の住宅であつて現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要した費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

三 現住宅に係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九條の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

2 （略）

（居宅介護サービス費等の額の特例）

第八十三條 法第五十条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一 〃四 （略）

2 過去に法第五十条第一項、第二項又は第三項の規定の適用を受けた要介護被保険者については、第七十六条第一項第二号、第九十二条及び第九十五条第三号の規定を適用する場合には、これらの規定中「七十分の百」とあるのは、「七十分の百、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあっては百分の百を同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあっては百分の百を同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあっては百分の百を同項に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」とする。

(削る)

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)

第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

一(三) (略)

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数(その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数)が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。)並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。)(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とする。)から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額

2 過去に法第五十条第一項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第七十三条並びに第七十六条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合には、これらの規定中「九十分の百」とあるのは、「法第五十条第一項の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては九十分の百」とする。

3 過去に法第五十条第二項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第七十三条並びに第七十六条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合には、これらの規定中「八十分の百」とあるのは、「法第五十条第二項の規定により市町村が割合を定めたものにあっては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあっては八十分の百」とする。

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)

第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

一(三) (略)

四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数(その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数)が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。)並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。)(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。)を控除して得た額とする。)から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額

（その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の三十）を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ（二）（略）

（介護予防福祉用具購入費の上限額の算定方法）

第九十二条 法第五十六条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度基準額から、当該介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定福祉用具につき既に支給された法第四十四条第一項に規定するそれぞれの居宅介護福祉用具購入費の額に九十分の百（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百）を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。

（介護予防住宅改修費の上限額の算定方法）

第九十五条 法第五十七条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

一（略）

二 居宅要支援被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅（以下この条において「現住宅」という。）以外の住宅であつて、現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要した費用について既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百）を乗じて得た額の合計額

三 当該居宅要支援被保険者が現住宅に係る当該住宅改修と同一種類の住宅改修に要する費用について既に受給しているそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百）を乗じた額の合計額

（介護予防サービス費等の額の特例）

第九十七条 法第六十条各項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一（四）（略）

2 過去に法第六十条第一項、第二項又は第三項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第七十三条、第七十六条第三号及び第九十五条第二号の規定を適用する場合には、これらの規定中「七十分の百」とあるのは、「七十分の百、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町

（その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の二十）を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ（二）（略）

（介護予防福祉用具購入費の上限額の算定方法）

第九十二条 法第五十六条第四項の規定により算定する額は、同条第五項に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度基準額から、当該介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定福祉用具につき既に支給された法第四十四条第一項に規定するそれぞれの居宅介護福祉用具購入費の額に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額を控除して得た額とする。

（介護予防住宅改修費の上限額の算定方法）

第九十五条 法第五十七条第四項の規定により算定する額は、第一号の額及び第二号の額の合計額から第三号の額を控除して得た額とする。

一（略）

二 居宅要支援被保険者が住宅改修を行ったときに現に居住している住宅（以下この条において「現住宅」という。）以外の住宅であつて、現住宅が所在する市町村に所在するものに係る当該住宅改修と同一の種類の住宅改修に要した費用について既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

三 当該居宅要支援被保険者が現住宅に係る当該住宅改修と同一種類の住宅改修に要する費用について既に受給しているそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じた額の合計額

（介護予防サービス費等の額の特例）

第九十七条 法第六十条第一項及び第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一（四）（略）

2 過去に法第六十条第一項の規定の適用を受けた要支援被保険者について第九十二条並びに第九十五条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合には、これらの規定中「九十分の百」とあるのは、「法第六十条第一項の規定により市町村が割合を定めたものにあつては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあつては九十分の百」とする。

村が定めた割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」とする。
(削る)

(法第百十五条の四十五の三第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定する額)
第百四十条の六十三の二 (略)

2・3 (略)

4 法第百五十九条の二第二項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等(次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。)に係る第一号事業支給費(法第百十五条の四十五の三第二項に規定する第一号事業支給費をいう。以下同じ。)について第一項又は前項の規定を適用する場合には、第一項第一号中「百分の九十」とあるのは「百分の八十」と、前項中「百分の九十から」とあるのは「百分の八十から」とする。

5 法第百五十九条の二第二項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費について第一項又は第三項の規定を適用する場合には、第一項第一号中「百分の九十」とあるのは「百分の七十」と、第三項中「百分の九十から」とあるのは「百分の七十から」とする。

(施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者)

第百七十二条の二 第八十三条の五、第八十三条の六(第一項第六号を除く。)、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者(同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の五		
(略)	(略)	(略)
(略)	百分の十(法第百四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては百分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の三十)	百分の十

3 | 過去に法第六十条第二項の規定の適用を受けた要支援被保険者について第九十二条並びに第九十五条第一項第二号及び第三号の規定を適用する場合には、これらの規定中「百分の百」とあるのは、「法第六十条第二項の規定により市町村が割合を定めたものにあつては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあつては百分の百」とする。
(法第百十五条の四十五の三第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定する額)

第百四十条の六十三の二 (略)

2・3 (略)

4 法第百五十九条の二本文に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費(法第百十五条の四十五の三第二項に規定する第一号事業支給費をいう。以下同じ。)について第一項又は前項の規定を適用する場合には、第一項第一号中「百分の九十」とあるのは「百分の八十」と、前項中「百分の九十から」とあるのは「百分の八十から」とする。

(新設)

(施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者)

第百七十二条の二 第八十三条の五、第八十三条の六(第一項第六号を除く。)、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者(同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の五		
(略)	(略)	(略)
(略)	百分の十(法第百四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、百分の二十)	百分の十

様式第一号を次のように改める。

様式第一号(第二十六条関係)

(表面)

(一)			(二)			(三)		
介護保険被保険者証			要介護状態区分等			給付制限		
番 号			認 定 年 月 日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)			内 容		
住 所			平成 年 月 日			開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日		
フリガナ			認定の有効期間			開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日		
氏 名			居宅サービス等 (うち種類支給限度基準額)			居宅介護支援事業者若しくは介護予防 防支援助事業者及び その事業所の名称 又は地域包括支援 センターの名称		
生年月日			平成 年 月 日			届出年月日 平成 年 月 日		
性 別			男・女			届出年月日 平成 年 月 日		
交付年月日			平成 年 月 日			届出年月日 平成 年 月 日		
保険者番号並びに保険者の名称及び印			認定審査会の意見及びサービスの種類の指定			届出年月日 平成 年 月 日		

(裏面)

(六)

十一 認定審査会の意見及びサビスの種類の指定欄に記載がある場合は、記載事項に留意してください。利用できるサビスの種類の指定がある場合は、当該サビス以外は保険給付を受けられません。

十一 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。

十二 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

十三 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

十四 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を市町村からの事後払いとする措置(支払方法変更)、利用時支払額を三割(介護保険負担割合証に記載の「利用者負担の割合」欄に記載された割合が三割である場合は四割)とする措置(給付額減額等)を受けることがあります。

(五)

六 居宅サビス、地域密着型サビス、介護予防サビス又は地域密着型介護予防サビス(以下「居宅サビス等」という。)については、居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者に介護サビス計画若しくは介護予防サビス計画の作成を依頼した旨をあらかじめ市町村に届け出た場合又は自ら介護サビス計画若しくは介護予防サビス計画を作成し、市町村に届け出た場合に限って現物給付となります。これらの手続をしない場合は、市町村からの事後払い(償還払い)になります。

七 居宅サビス等には保険給付の限度額が設定されます。

八 介護サビスを受けるときに支払う金額は、介護サビスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額です(居宅介護支援サビス及び介護予防支援サビスの利用支払額はありません)。

九 介護予防・生活支援サビス事業のサビスを受けるときに支払う金額は、当該サビスに要した費用のうち市町村が定める割合又は市町村が定める額(事業提供者が額を定める場合においては、当該者が定める額)です。

(四)

注意事項

一 介護サビスを受けようとするときは、あらかじめ市町村の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。

二 介護予防・生活支援サビス事業のサビスを受けようとするときは、あらかじめ基本チェックリストによる確認又は要支援認定を受けてください。

三 介護サビスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

四 介護予防・生活支援サビス事業のサビスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者提供者に提出してください。

五 認定の有効期限を経過したときは、保険給付を受けられませんので、認定の有効期限を経過する六十日前から三十日前までの間に市町村にこの証を提出し、認定の更新を受けてください。

備考

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横273ミリメートルとし、点線の箇所から三つ折とすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

様式第一号の二を次のように改める。

様式第一号の二(第二十八条の二関係)

(裏面)

(表面)

注意事項

一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

二 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はあります。)

三 被保険者の資格がなくなつたとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至つたときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

六 利用時支払額を三割(「利用者負担の割合」欄に記載された割合が三割である場合は四割)とする措置(給付額減額)を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

介護保険負担割合証									
交付年月日 年 月 日									
番号									
住所									
フリガナ									
氏名									
生年月日		明治・大正・昭和 年 月 日				性別		男・女	
利用者負担の割合		適用期間							
割		開始年月日		平成 年 月 日		終了年月日		平成 年 月 日	
割		開始年月日		平成 年 月 日		終了年月日		平成 年 月 日	
保険者番号及び保険者並びの名称及び印									

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。

様式第十一号を次のように改める。

様式第十一号(第二十二條の二十五関係)

第	号	修了証明書	氏名	年	月	日	生
介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する。							
都道府県知事名							
(介護職員初任者研修事業者名)							

様式第十一号の次に次の二様式を加える。

様式第十一号の二(第二十二条の二十五関係)

第	号	修了証明書	氏名	年 月 日 生	生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する。	年 月 日	都道府県知事名	(生活援助従事者研修事業者名)
---	---	-------	----	---------	--------------------------	-------	---------	-----------------

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）
第二条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
（居宅介護サービス費等の額の特例） 第八十三条 法第五十条各項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。	一 四（略） 二・三（略） （法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者） 第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。	（居宅介護サービス費等の額の特例） 第八十三条 法第五十条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。	一 四（略） 二・三（略） （法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者） 第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。
四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかにについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第二項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二第二項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第二項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二第二項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第二項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とする。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては、八十分の二十）、同条第二項の規定が適用される場合にあつては、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。		四 前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものイ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかにについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。）（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第二項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二第二項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第二項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二第二項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の二第一項、第三十四条の二第二項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額をいう。）を控除して得た額とする。）から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては、八十分の二十）、同条第二項の規定が適用される場合にあつては、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。	

（傍線部分は改正部分）

様式第一号の二を次のように改める。

様式第一号の二(第二十八条の二関係)

(裏面)

(表面)

注意事項

一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

二 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はあります。)

三 被保険者の資格がなくなつたとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至つたときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

六 利用時支払額を三割(「利用者負担の割合」欄に記載された割合が三割である場合は四割)とする措置(給付額減額)を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

介護保険負担割合証									
交付年月日 年 月 日									
番号									
住所									
フリガナ									
氏名									
生年月日		明治・大正・昭和 年 月 日					性別		男・女
利用者負担の割合		適用期間							
割		開始年月日		平成 年 月 日		終了年月日		平成 年 月 日	
割		開始年月日		平成 年 月 日		終了年月日		平成 年 月 日	
保険者番号及び保険者並びの名称及び印									

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができること。

第三條 介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改正後	改正前
	(特別調整交付金の額) 第七条 特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一 (略) 二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による法第五十条第一項、第二項若しくは第三項又は第六十条第一項、第二項若しくは第三項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準給付費額（法第四十九条の二第一項若しくは第二項又は第五十九条の二第一項若しくは第二項の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額、調整基準標準給付費額（法第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額及び調整基準標準給付費額（法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定の適用に係るものに限る。）の七十分の三十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合 当該災害等による法第五十条第一項、第二項若しくは第三項又は第六十条第一項、第二項若しくは第三項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額の十分の八以内	(特別調整交付金の額) 第七条 特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。 一 (略) 二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による法第五十条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項若しくは第二項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準給付費額（法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額及び調整基準標準給付費額（法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合
三 (略)		三 (略)

（介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部改正）
 第四条 介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改　正　　　後		改　正　　　前
(介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額)		(介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額)	
第七条 介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。		第七条 介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。	
一 （略）		一 （略）	
二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十三の二第三項（同条第四項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準準事業費額（同条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十条の六十三の二第四項及び第五項の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額、調整基準標準準事業費額（第三条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十条の六十三の二第四項の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額及び調整基準標準準事業費額（第三条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十条の六十三の二第五項の規定の適用に係るものに限る。）の七十分の三十に相当する額の合算額の百分の三に相當する額以上である場合、当該災害等による同令第百四十条の六十三の二第三項の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額の十分の八以内の額		二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十三の二第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準準事業費額（同条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十条の六十三の二第四項の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額及び調整基準標準準事業費額（第三条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十条の六十三の二第四項の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額の合算額の百分の三に相當する額以上である場合、当該災害等による同令第百四十条の六十三の二第三項の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額の十分の八以内の額	
三 （略）		三 （略）	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省告示第二百八十三号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十六条第二項の規定に基づき、介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法第四十五条第四項の規定により算定する額（平成十二年厚生省告示第三十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年八月一日から適用する。

平成三十年七月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第七十六條第二項に規定する介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法	介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第七十六條第二項に規定する介護の必要の程度が著しく高くなった場合における介護保険法

（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十五条第四項の規定により算定する額は、次の各号に掲げる場合に應じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が当該申請に係る住宅改修を行ったときに既に現に居住している住宅に係る住宅改修（以下「過去住宅改修」とい）い、当該居宅要介護被保険者がそれに要する費用について居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費若しくは介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）第三条の規定による改正前の法第五十七条第一項の規定による居宅支援住宅改修費（以下「居宅支援住宅改修費」とい）う。の支給を受けたものに限る。）の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定（以下この号において「高度要介護認定」とい）う。を受けていた日がある場合
イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日（ハにおいて「基準日」とい）う。前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百）を乗じて得た額の合計額

ロ（略）

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二

（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十五条第四項の規定により算定する額は、次の各号に掲げる場合に應じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が当該申請に係る住宅改修を行ったときに既に現に居住している住宅に係る住宅改修（以下「過去住宅改修」とい）い、当該居宅要介護被保険者がそれに要する費用について居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費若しくは介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）第三条の規定による改正前の法第五十七条第一項の規定による居宅支援住宅改修費（以下「居宅支援住宅改修費」とい）う。の支給を受けたものに限る。）の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定（以下この号において「高度要介護認定」とい）う。を受けていた日がある場合
イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日（ハにおいて「基準日」とい）う。前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額

ロ（略）

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二

第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百) を乗じて得た額の合計額

(表略)

二 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要支援状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定(以下この号において「高度要介護認定」という)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百) を乗じて得た額の合計額

ロ (略)

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百) を乗じて得た額の合計額

(表略)

三 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が介護保険法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者が要介

護三、要介護四又は要介護五に該当する旨の認定(以下この号及び次号において「高度要介護認定」という)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

(表略)

二 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が次の表の上欄に掲げる要支援状態区分に該当する旨の認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者がそれぞれ同表の下欄に掲げる要介護状態区分に該当する旨の認定(以下この号において「高度要介護認定」という)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百) を乗じて得た額の合計額

ロ (略)

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百) を乗じて得た額の合計額

(表略)

三 過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が介護保険法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において当該居宅要介護被保険者が要介

護三、要介護四又は要介護五に該当する旨の認定(以下この号及び次号において「高度要介護認定」という)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

(表略)

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百) を乗じて得た額の合計額

ロ (略)

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百) を乗じて得た額の合計額

四

過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が経過的要介護に係る要介護認定を受けたものとみなされており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において高度要介護認定を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

(表略)

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百) を乗じて得た額の合計額

護三、要介護四又は要介護五に該当する旨の認定(以下この号及び次号において「高度要介護認定」という)を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

(表略)

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百) を乗じて得た額の合計額

ロ (略)

ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百(法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百) を乗じて得た額の合計額

四

過去住宅改修の着工日のうち最も早い日において当該居宅要介護被保険者が経過的要介護に係る要介護認定を受けたものとみなされており、かつ、当該申請に係る住宅改修又は過去住宅改修の着工日において高度要介護認定を受けていた日がある場合 イの額及びロの額の合計額からハの額を控除して得た額

(表略)

イ 当該高度要介護認定の効力が発生した日のうち最も早い日(ハにおいて「基準日」という)前に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの居宅介護住宅改修費の額に九十分の百(法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百) を乗じて得た額の合計額

	ロ (略) ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二第一項の規定が適用される場合にあつては八十分の百、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百）を乗じて得た額の合計額
	ロ (略) ハ 基準日後に行われた過去住宅改修に要する費用について当該居宅要介護被保険者に対して既に支給されたそれぞれの介護予防住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の百）を乗じて得た額の合計額